

「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」の内容は、メディケア生命のホームページでも閲覧・ダウンロードできます。

Webでの閲覧方法

●QRコードから閲覧する場合



スマートフォン等でQRコードを読み取ってください。

URL <https://inscloud.jp/ak/?dc=0220n005ep>

* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

●メディケア生命ホームページから閲覧する場合

①メディケア生命ホームページ (<https://www.medicarelife.com/>) にアクセスし、「ご契約のしおり・約款」をクリックします。



ご契約のしおり・約款

②「ご加入中のご契約(検索コードから探す)」をクリックします。



ご加入中のご契約(検索コードから探す)

③以下に記載の検索コードを入力して「検索」をクリックします。



検索

*ホームページ画面のデザインやボタンの場所等は今後変更となる場合があります。

検索コード

生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
 - この商品については、お払込みになる保険料のうち、限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)に対する保険料は一般生命保険料控除の対象となります。それ以外の保険料は介護医療保険料控除の対象となります。
- *2020年9月現在の税制にもとづき記載しております。今後変更される可能性があります。

募集代理店からのお知らせ < 生命保険契約の金融機関でのお取り扱いにあたって >

- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を必ずご覧ください。

[募集代理店]



[引受保険会社]

メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
<メディケア生命コールセンター>
0120-315056
メディケア生命 検索
<https://www.medicarelife.com/>
20114812(2020.11.1)
M32B0A1L20-V1-0009000 2020年11月版

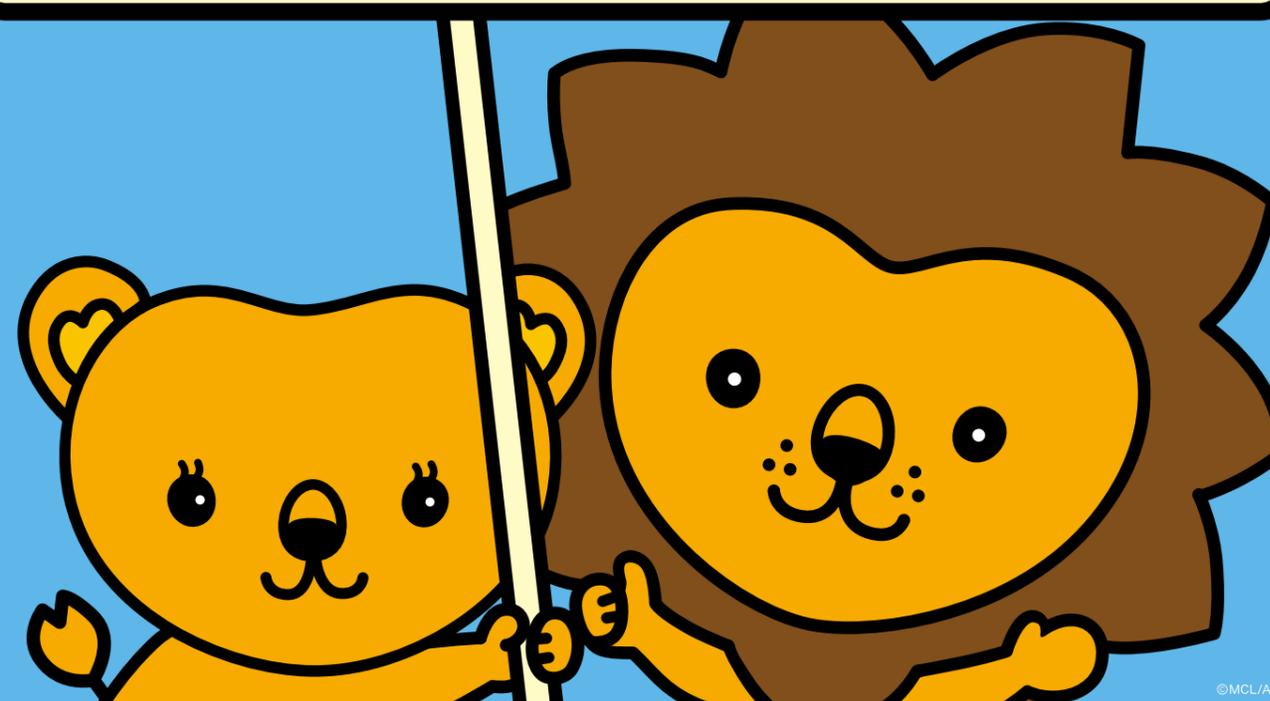
持病や病歴のある方でも お申し込みいただける 一生涯の医療保険

NEW!



がんを含む
3大疾病による
入院もしっかり保障

ご加入1年目から
全額保障※
※限定告知型先進医療特約については、
ご加入1年目は半額保障となります



契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提とし本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

[募集代理店]



[引受保険会社]



告知について

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

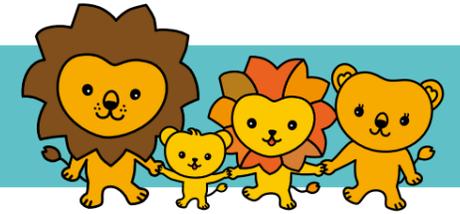
「ご契約の諸基準

サービス

契約概要

注意喚起情報

告知項目は3つ。全て「いいえ」なら、お申し込みいただけます。



1 最近3か月以内に、「医師に入院・手術・先進医療をすすめられたこと」がありますか。



2 過去5年以内に、**がん・肝硬変・統合失調症・認知症**で、「医師の診察(検査・治療・投薬を含む)を受けたこと」がありますか。

(現在、がん・肝硬変の疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。)

がんには、以下を含みます。

上皮内がん*・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・悪性腫瘍・悪性新生物・骨髄異形成症候群・カルチノイド・悪性GIST(消化管間質腫瘍)・子宮頸部高度異形成(腔部、外陰部を含みます。)

※上皮内がんとは、がん細胞が上皮内(大腸(結腸・直腸)の場合は粘膜のなか)にとどまっており、それ以上浸潤していない初期のがんのことをいいます。

●以下の場合でもお申し込みいただけます。

大腸がん(I期)で6年前に根治手術を受けて治療が完了し、完治と医師に診断された。その後は定期検査のみを受けている。

○ 6年前に治療が完了して完治しており、その後の定期検査は「がん」の診察・検査には該当しないので、お申し込みいただけます。

不眠症で2年前から投薬中。(入院歴無し)

○ 2年以内に入院歴が無く、5年以内に所定の病気で医師の診察を受けたことも無いので、お申し込みいただけます。



3 過去2年以内に、「入院をしたこと」または「手術を受けたこと」がありますか。

(ただし、下記の別表の病気やケガによる入院・手術の場合は「いいえ」となります。)

別表

	病気やケガ
目・耳・鼻	白内障・ものもらい・レーシック・急性中耳炎・鼻炎・副鼻腔炎・蓄膿症
口・のど	抜歯・歯根のう胞・扁桃炎・咽頭炎・喉頭炎・甲状腺の病気
胃腸・肛門	急性胃腸炎・虫垂炎・食中毒・そけいヘルニア・脱腸・痔
皮ふ	うおのめ・いぼ・たこ・ ^{ふんりゅう} 粉瘤・巻爪
女性の病気	子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫
ケガ	四肢のケガ(骨折・脱臼・筋肉や腱または靭帯の損傷や断裂) *四肢には肩関節部・鎖骨・股関節部・骨盤部を含みます。



告知質問事項文言とご留意いただきたい内容

入院	●検査入院も「はい」となります。ただし、人間ドックや正常分娩による入院を除きます。なお、入院中の場合はお申し込みいただけません。
手術	●手術とは器具を用い、お身体に切断・摘除などの操作を加えるものすべてを指します。日帰り手術・ケガによる手術の場合も「はい」となります。 【手術例】帝王切開・内視鏡手術・レーザー・ファイバースコープ・カテーテル・超音波による手術
投薬	●病院や診療所で薬の処方のみを受けた場合も含みます。
ケガ	●不慮の事故による傷害を指します。身体の内部的原因によるもの(椎間板ヘルニア、変形性股関節症、先天性股関節脱臼、臼蓋形成不全など)は該当しません。

被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

⚠️ 必ずご確認ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをしていただくことにより、保険料の割増しがないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件がつく場合があります。)
- 責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときはお支払いの対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などをすすめられていたときはお支払いの対象となりません。(詳細については、11ページのQ1・A1をご参照ください。)

保障内容の概要

限定告知型先進医療特約を除く全ての保障 **はご加入1年目から全額保障!**

主契約

+

オプション(選べる特約)

限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型) 主契約	入院	日帰り入院 ^{※1} から保障。	入院給付日額5,000円の場合 1日につき 5,000円
	手術	公的医療保険制度対象の手術を入院中・外来を問わず保障。	手術Ⅱ型・基本給付金額5,000円の場合 1回につき 入院中 5・10・20万円 外来 2.5万円
	放射線治療	放射線治療を保障。 ⚠️ お支払限度は60日に1回とします。	1回につき 5万円
	骨髄移植術	骨髄移植術を保障。 ⚠️ ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。	1回につき 5万円
限定告知型先進医療特約 支払削減期間あり	先進医療による療養を一生涯保障。 ⚠️ 療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。	先進医療給付金(技術料相当額(自己負担額)) + 先進医療一時給付金 5万円 支払削減期間中 先進医療給付金(技術料相当額(自己負担額)の半額) + 先進医療一時給付金 2.5万円	⚠️ 必ずご確認ください 先進医療給付金・先進医療一時給付金の支払削減期間について 限定告知型先進医療特約には給付金の支払削減期間が設けられています。支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。 支払削減期間中に給付金のお支払理由が発生したときは、お支払金額は半額となります。
限定告知型入院一時給付特約	日帰り入院から 一時金 をお支払い。 ⚠️ 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。	入院一時給付金額 5万円 の場合 1入院につき 5万円	
限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)^{※2}	死亡されたときに 保険金 をお支払い。	保険金額 50万円 の場合 保険金 50万円	

詳細は5〜6ページ

※1 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
 ※2 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)を付加した場合、リビング・ニーズ特約の付加も取り扱います。

その他の留意事項については19〜23ページ「契約概要」の5 6 9に記載しておりますので、必ずご確認ください。

告知について
 商品の概要
 保障内容
 保険料表
 よくある質問
 1. 契約の諸基準
 サービス
 契約概要
 注意喚起情報

保障内容の詳細

がんは上皮内がんも含めた全てのがんを保障します。

主契約・特約ともに保障は一生(更新なし)

限定告知型先進医療特約を除く全ての保障はご加入1年目から全額保障!

限定告知型医療終身保険 (無解約返戻金型)

主契約

契約年齢 20~85歳

入院

入院給付日額 5,000円の場合

- 日帰り入院*から入院1日につき5,000円をお受け取りいただけます。
- 次の①②についてご選択ください。

① 給付限度の型 **120日型** **60日型**

② 疾病入院給付金の特則

がんを含む3大疾病による入院を
支払日数無制限で備えたい方

3大疾病入院無制限 給付特則

がんを含む病気・ケガによる入院を
60日または120日を限度に備えたい方

がん入院無制限給付 不担保特則

3大疾病とは

がん (上皮内がんを含む)
急性心筋梗塞
脳卒中

7大生活習慣病とは

がん (上皮内がんを含む)
心疾患 (急性心筋梗塞を含む)
脳血管疾患 (脳卒中を含む)
糖尿病
高血圧性疾患
腎疾患
肝疾患

【疾病入院給付金の特則ごとの1回の入院のお支払限度 (60日型の場合)】

(ケガによる入院の場合:特則にかかわらず、1回の入院のお支払限度は60日、通算限度は1000日。)

病気による入院 60日限度
7大生活習慣病による入院 プラス60日限度
3大疾病による入院 支払日数無制限
通算 1000日

手術等

- 公的医療保険制度対象の手術を保障します。
- 腹腔鏡手術や胸腔鏡手術も「開腹術」「開胸術」に含まれます。
- 手術給付金の型についてご選択ください。

手術給付金の型

入院中の手術に手厚く備えたい方

手術II型

シンプルで給付内容をご希望の方

手術I型

入院給付のみをご希望の方

なし(入院のみ保障)

- ⚠ 「創傷処理」など手術給付金をお支払いできない手術が7種類あります。
- 放射線治療給付金のお支払限度は60日に1回です。
- 骨髄移植給付金について、ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。

基本給付金額 5,000円の場合

【手術給付金の型ごとの給付金額】

		手術II型	手術I型
手術 <手術給付金>	入院中	3大疾病 (がん、急性心筋梗塞、脳卒中) で入院中の手術	開頭術・開胸術・開腹術 例:胃がんによる腹腔鏡手術 20万円 基本給付金額×40倍
		上記以外 例:皮膚がんによるがん細胞切除術	10万円 基本給付金額×20倍
	外来	上記以外の病気・ケガで入院中の手術	開頭術・開胸術・開腹術 例:虫垂炎による腹腔鏡手術 10万円 基本給付金額×20倍
		上記以外 例:白内障による手術	5万円 基本給付金額×10倍
放射線治療 <放射線治療給付金>	外来	病気・ケガで手術 例:子宮頸管ポリープによる手術	2.5万円 基本給付金額×5倍
骨髄移植術 <骨髄移植給付金>	放射線治療	病気・ケガによる放射線治療	5万円 基本給付金額×10倍
	骨髄移植術	病気による骨髄移植術	5万円 基本給付金額×10倍

- *基本給付金額とは、手術給付金、放射線治療給付金および骨髄移植給付金のお支払金額の基準となる金額で、手術I型、手術II型を選択された場合の基本給付金額は主契約の入院給付日額と同額です。
- *なし(入院のみ保障)を選択された場合、基本給付金額は0円で、手術給付金、放射線治療給付金および骨髄移植給付金の保障はありません。

先進医療給付金 + 先進医療一時給付金 5万円 通算 2,000万円限度

*限定告知型先進医療特約には給付金の支払削減期間が設けられています。詳細は11ページのQ2・A2をご確認ください。

⚠ 療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。

⚠ 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。

⚠ 主契約が「がん入院無制限給付不担保特則」適用の場合で、手術給付金の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

*限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合にリビング・ニース特約を付加することができます。詳細は22ページ「契約概要」の「リビング・ニース特約」をご確認ください。

限定告知型先進医療特約

契約年齢 20~85歳

支払削減期間あり

- 先進医療による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる先進医療一時給付金5万円をお受け取りいただけます。

限定告知型入院一時給付特約

契約年齢 20~75歳

入院一時給付金額 5万円の場合

- 入院されたとき、入院一時給付金5万円をお受け取りいただけます。
- 日帰り入院も対象です。

限定告知型終身保険特約 (低解約返戻金型)

契約年齢 20~75歳

保険金額 50万円の場合

- 死亡されたとき、死亡保険金50万円をお受け取りいただけます。

*日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

告知について

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

11契約の諸基準

サービス

契約概要

注意喚起情報

主契約

+

オプション(選べる特約)

入院給付日額 **5,000円**

保険期間・保険料払込期間 終身

給付限度の型 **60日型**

単位 円

*ご契約にあたっては最低日額・最低保険料があります。 **最低日額 最低保険料** 「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が5,000円以上」 左記にあてはまらない場合は、お申し込みいただけません

契約年齢 **20~50歳**

契約年齢(歳)	主契約 限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)						オプション(選べる特約)		
	3大疾病入院 無制限給付特則			がん入院無制限給付 不担保特則			限定告知型 先進医療特約	限定告知型 入院一時給付特約	限定告知型終身保険特約 (低解約返戻金型)**
	手術II型	手術I型	なし(入院のみ保障)	手術II型	手術I型	なし(入院のみ保障)	-	1入院につき 5万円	保険金50万円
20	2,660	2,405	1,955	2,210	1,960	1,515	175	735	755
21	2,685	2,425	1,970	2,235	1,980	1,530	175	745	770
22	2,715	2,445	1,985	2,255	1,990	1,535	175	755	785
23	2,745	2,470	2,000	2,280	2,010	1,545	175	770	805
24	2,780	2,500	2,020	2,310	2,030	1,560	175	780	825
25	2,830	2,540	2,050	2,340	2,050	1,570	175	795	845
26	2,870	2,575	2,075	2,375	2,080	1,590	175	805	860
27	2,920	2,610	2,100	2,415	2,110	1,605	175	825	880
28	2,980	2,660	2,140	2,455	2,140	1,625	175	840	900
29	3,035	2,705	2,170	2,505	2,175	1,650	175	855	920
30	3,095	2,750	2,205	2,550	2,210	1,670	175	870	940
31	3,155	2,800	2,240	2,595	2,245	1,690	175	890	965
32	3,225	2,855	2,280	2,650	2,290	1,720	175	910	990
33	3,290	2,910	2,320	2,700	2,325	1,740	175	925	1,015
34	3,360	2,965	2,360	2,755	2,365	1,765	175	945	1,045
35	3,435	3,025	2,405	2,815	2,410	1,795	175	965	1,070
36	3,505	3,085	2,445	2,870	2,450	1,820	175	985	1,100
37	3,595	3,155	2,500	2,935	2,500	1,855	175	1,010	1,130
38	3,670	3,215	2,545	2,995	2,550	1,885	175	1,035	1,160
39	3,760	3,290	2,600	3,070	2,605	1,925	175	1,055	1,195
40	3,855	3,365	2,660	3,135	2,655	1,955	175	1,080	1,225
41	3,945	3,440	2,715	3,210	2,710	1,995	175	1,110	1,265
42	4,045	3,525	2,780	3,285	2,770	2,035	175	1,135	1,300
43	4,155	3,615	2,850	3,360	2,830	2,075	175	1,165	1,340
44	4,265	3,705	2,920	3,445	2,895	2,120	175	1,195	1,380
45	4,380	3,800	2,995	3,530	2,960	2,165	175	1,225	1,425
46	4,500	3,900	3,075	3,625	3,030	2,215	175	1,260	1,470
47	4,630	4,010	3,160	3,710	3,095	2,260	175	1,290	1,515
48	4,760	4,115	3,245	3,810	3,175	2,315	175	1,325	1,570
49	4,895	4,225	3,335	3,910	3,250	2,370	175	1,360	1,620
50	5,040	4,345	3,430	4,010	3,330	2,425	175	1,395	1,675

※主契約が「がん入院無制限給付不担保特則」適用の場合で、手術給付金の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。
 ●2020年11月現在の保険料を表示しています。
 ●保険料の「-」についてはお取り扱いしておりません。
 ●年払い、半年払いの保険料や掲載以外の保険料払込期間や主契約の入院給付日額、特約の給付金額等の保険料については、設計書などでご確認ください。

契約年齢 **51~85歳**

契約年齢(歳)	主契約 限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)						オプション(選べる特約)		
	3大疾病入院 無制限給付特則			がん入院無制限給付 不担保特則			限定告知型 先進医療特約	限定告知型 入院一時給付特約	限定告知型終身保険特約 (低解約返戻金型)**
	手術II型	手術I型	なし(入院のみ保障)	手術II型	手術I型	なし(入院のみ保障)	-	1入院につき 5万円	保険金50万円
51	5,190	4,470	3,530	4,120	3,410	2,485	175	1,435	1,735
52	5,340	4,595	3,630	4,235	3,500	2,550	175	1,475	1,800
53	5,500	4,730	3,740	4,355	3,590	2,615	175	1,515	1,865
54	5,665	4,865	3,850	4,475	3,685	2,685	175	1,555	1,935
55	5,835	5,010	3,970	4,600	3,785	2,760	175	1,595	2,010
56	6,015	5,160	4,095	4,730	3,890	2,835	175	1,640	2,090
57	6,200	5,325	4,230	4,865	4,000	2,920	175	1,685	2,175
58	6,405	5,500	4,380	5,005	4,110	3,005	175	1,730	2,265
59	6,610	5,675	4,530	5,145	4,220	3,090	175	1,780	2,360
60	6,830	5,860	4,690	5,300	4,345	3,190	175	1,830	2,465
61	7,055	6,060	4,860	5,455	4,475	3,290	175	1,880	2,575
62	7,290	6,260	5,035	5,620	4,605	3,395	175	1,930	2,695
63	7,535	6,480	5,225	5,790	4,745	3,510	175	1,980	2,815
64	7,790	6,700	5,420	5,970	4,895	3,630	175	2,035	2,950
65	8,065	6,945	5,635	6,145	5,040	3,750	175	2,090	3,090
66	8,340	7,185	5,850	6,335	5,200	3,880	175	2,145	3,240
67	8,630	7,445	6,080	6,530	5,360	4,015	175	2,205	3,405
68	8,935	7,720	6,325	6,735	5,535	4,160	175	2,265	3,585
69	9,255	8,010	6,585	6,955	5,725	4,320	175	2,325	3,785
70	9,600	8,320	6,870	7,180	5,915	4,485	175	2,390	4,000
71	9,965	8,655	7,175	7,420	6,125	4,665	175	2,460	4,235
72	10,360	9,020	7,510	7,670	6,350	4,860	175	2,535	4,500
73	10,770	9,400	7,865	7,925	6,580	5,065	175	2,615	4,790
74	11,205	9,810	8,250	8,210	6,835	5,295	175	2,705	5,115
75	11,675	10,255	8,670	8,505	7,110	5,545	175	2,800	5,470
76	12,180	10,740	9,130	8,820	7,405	5,815	175	-	-
77	12,710	11,255	9,620	9,150	7,715	6,105	175	-	-
78	13,280	11,805	10,150	9,505	8,050	6,420	175	-	-
79	13,900	12,410	10,735	9,880	8,410	6,760	175	-	-
80	14,570	13,060	11,365	10,290	8,800	7,130	175	-	-
81	15,325	13,795	12,075	10,735	9,225	7,530	175	-	-
82	16,165	14,610	12,865	11,225	9,695	7,975	175	-	-
83	17,190	15,605	13,820	11,820	10,255	8,500	175	-	-
84	18,445	16,810	14,970	12,555	10,945	9,135	175	-	-
85	19,665	17,990	16,110	13,250	11,605	9,755	175	-	-

入院給付日額 **5,000円**

保険期間・保険料払込期間 終身

給付限度の型 **60日型**

単位 円

*ご契約にあたっては最低日額・最低保険料があります。 **最低日額** 最低保険料 「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が5,000円以上」 左記にあてはまらない場合は、お申し込みいただけません

契約年齢 **20~50歳**

契約年齢(歳)	主契約 限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)						オプション(選べる特約)		
	3大疾病入院 無制限給付特則			がん入院無制限給付 不担保特則			限定告知型 先進医療特約	限定告知型 入院一時給付特約	限定告知型終身保険特約 (低解約返戻金型)**
	手術II型	手術I型	なし(入院のみ保障)	手術II型	手術I型	なし(入院のみ保障)	-	1入院につき 5万円	保険金50万円
20	3,370	2,755	2,185	2,870	2,260	1,700	175	975	620
21	3,390	2,775	2,205	2,880	2,275	1,710	175	980	630
22	3,400	2,790	2,215	2,885	2,280	1,715	175	985	640
23	3,410	2,795	2,220	2,895	2,290	1,720	175	985	650
24	3,425	2,815	2,235	2,900	2,295	1,725	175	985	665
25	3,430	2,820	2,240	2,900	2,300	1,725	175	985	675
26	3,440	2,835	2,255	2,900	2,305	1,730	175	985	690
27	3,450	2,850	2,265	2,905	2,310	1,735	175	985	700
28	3,460	2,865	2,280	2,910	2,320	1,745	175	980	715
29	3,475	2,885	2,300	2,910	2,330	1,750	175	980	735
30	3,485	2,900	2,315	2,915	2,340	1,760	175	975	750
31	3,500	2,920	2,335	2,920	2,350	1,770	175	975	765
32	3,515	2,945	2,360	2,920	2,360	1,780	175	970	785
33	3,530	2,970	2,380	2,925	2,370	1,790	175	970	800
34	3,555	3,000	2,410	2,935	2,385	1,805	175	965	820
35	3,575	3,030	2,440	2,950	2,410	1,825	175	965	840
36	3,610	3,070	2,475	2,965	2,430	1,845	175	970	860
37	3,640	3,105	2,510	2,980	2,455	1,865	175	970	885
38	3,685	3,155	2,555	3,005	2,485	1,890	175	980	905
39	3,735	3,205	2,600	3,035	2,515	1,915	175	985	930
40	3,785	3,260	2,645	3,070	2,550	1,945	175	995	950
41	3,850	3,325	2,705	3,105	2,590	1,975	175	1,005	975
42	3,920	3,390	2,760	3,155	2,635	2,010	175	1,020	1,000
43	3,990	3,460	2,820	3,205	2,685	2,050	175	1,035	1,025
44	4,065	3,535	2,880	3,255	2,730	2,085	175	1,050	1,055
45	4,155	3,615	2,950	3,315	2,785	2,125	175	1,070	1,085
46	4,230	3,690	3,010	3,370	2,835	2,165	175	1,085	1,115
47	4,320	3,775	3,080	3,425	2,885	2,200	175	1,105	1,145
48	4,410	3,855	3,150	3,485	2,940	2,240	175	1,125	1,175
49	4,510	3,945	3,225	3,550	3,000	2,285	175	1,145	1,205
50	4,610	4,040	3,305	3,615	3,055	2,325	175	1,165	1,240

※主契約が「がん入院無制限給付不担保特則」適用の場合で、手術給付金の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。
 ●2020年11月現在の保険料を表示しています。
 ●保険料の「-」についてはお取り扱いしておりません。
 ●年払い、半年払いの保険料や掲載以外の保険料払込期間や主契約の入院給付日額、特約の給付金額等の保険料については、設計書などでご確認ください。

契約年齢 **51~85歳**

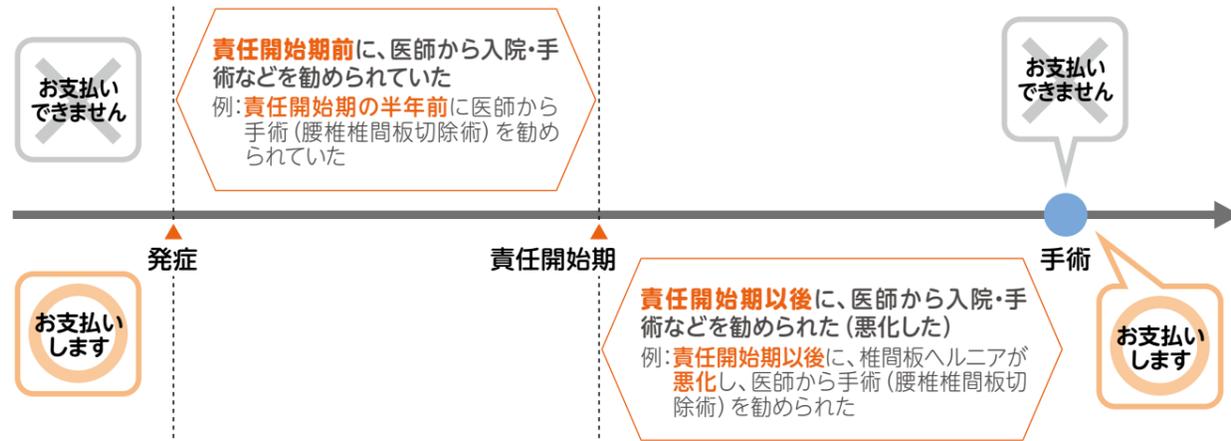
契約年齢(歳)	主契約 限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)						オプション(選べる特約)		
	3大疾病入院 無制限給付特則			がん入院無制限給付 不担保特則			限定告知型 先進医療特約	限定告知型 入院一時給付特約	限定告知型終身保険特約 (低解約返戻金型)**
	手術II型	手術I型	なし(入院のみ保障)	手術II型	手術I型	なし(入院のみ保障)	-	1入院につき 5万円	保険金50万円
51	4,720	4,145	3,390	3,685	3,115	2,370	175	1,185	1,280
52	4,835	4,250	3,480	3,760	3,180	2,420	175	1,210	1,315
53	4,955	4,355	3,570	3,835	3,245	2,470	175	1,235	1,355
54	5,075	4,470	3,665	3,920	3,320	2,525	175	1,260	1,395
55	5,210	4,590	3,770	4,010	3,395	2,585	175	1,290	1,440
56	5,345	4,715	3,875	4,100	3,480	2,650	175	1,320	1,485
57	5,490	4,845	3,990	4,190	3,555	2,710	175	1,350	1,535
58	5,640	4,985	4,110	4,290	3,645	2,780	175	1,380	1,590
59	5,800	5,130	4,235	4,395	3,730	2,850	175	1,410	1,645
60	5,970	5,285	4,375	4,505	3,830	2,930	175	1,445	1,705
61	6,160	5,455	4,525	4,625	3,935	3,015	175	1,475	1,765
62	6,360	5,640	4,690	4,760	4,050	3,110	175	1,510	1,830
63	6,575	5,835	4,865	4,890	4,165	3,205	175	1,545	1,905
64	6,800	6,040	5,050	5,035	4,290	3,310	175	1,585	1,980
65	7,045	6,265	5,255	5,190	4,425	3,425	175	1,630	2,065
66	7,295	6,495	5,465	5,360	4,570	3,550	175	1,670	2,155
67	7,570	6,745	5,695	5,530	4,720	3,680	175	1,720	2,250
68	7,850	7,005	5,935	5,710	4,880	3,820	175	1,770	2,355
69	8,145	7,280	6,190	5,895	5,045	3,965	175	1,820	2,465
70	8,460	7,570	6,460	6,090	5,220	4,120	175	1,875	2,590
71	8,795	7,890	6,755	6,300	5,405	4,285	175	1,935	2,720
72	9,160	8,230	7,075	6,515	5,600	4,460	175	1,995	2,865
73	9,540	8,590	7,415	6,745	5,810	4,650	175	2,060	3,020
74	9,935	8,965	7,775	6,985	6,030	4,855	175	2,125	3,190
75	10,365	9,380	8,170	7,230	6,260	5,065	175	2,195	3,375
76	10,810	9,810	8,585	7,485	6,500	5,290	175	-	-
77	11,295	10,285	9,045	7,745	6,750	5,525	175	-	-
78	11,810	10,790	9,535	8,025	7,015	5,780	175	-	-
79	12,375	11,340	10,075	8,325	7,305	6,055	175	-	-
80	12,975	11,930	10,650	8,625	7,600	6,335	175	-	-
81	13,630	12,575	11,275	8,965	7,925	6,645	175	-	-
82	14,365	13,295	11,980	9,325	8,270	6,970	175	-	-
83	15,175	14,090	12,750	9,715	8,645	7,325	175	-	-
84	16,075	14,970	13,605	10,145	9,055	7,710	175	-	-
85	17,085	15,955	14,560	10,625	9,510	8,135	175	-	-

保障内容などに関するよくある質問

Q1 責任開始期前に医師により勧められていた入院等をした場合、給付金を受け取れますか？

A1 責任開始期前に発病した疾病でも責任開始期以後に悪化した場合は保障の対象となりますが、**責任開始期前に医師により勧められていた入院・手術・放射線治療・骨髄移植術・先進医療による療養については、給付金のお支払いの対象となりません。**

例：椎間板ヘルニアの持病のある被保険者の場合

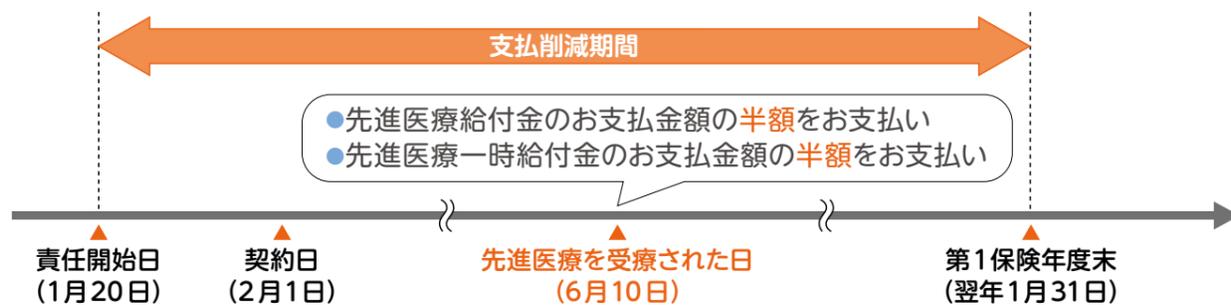


Q2 支払削減期間中の給付金の支払いについて教えてください。

A2 限定告知型先進医療特約には給付金の支払削減期間が設けられています。支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末（契約日の翌年の契約当日の前日）までとなります。**支払削減期間中に給付金のお支払理由が発生したときは、お支払金額は半額となります。**

【責任開始日：1月20日 契約日：2月1日 のご契約の例】

（例）厚生労働大臣が定める先進医療による療養を支払削減期間中の6月10日に受けられた場合



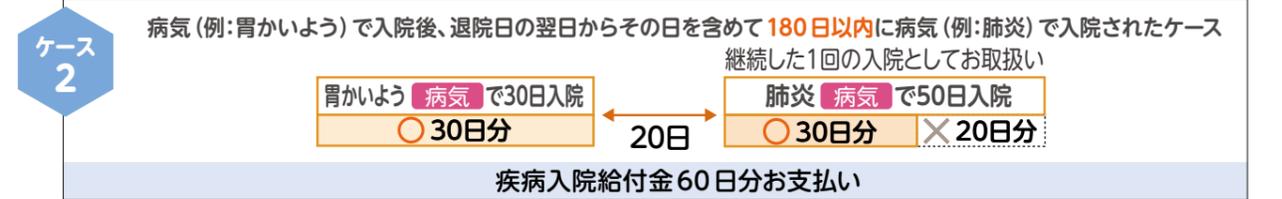
Q3 複数回入院した場合の取扱いについて教えてください。

A3 2回以上入院された場合、それらの入院を継続した1回の入院とみなすことがあります。

メディフィットRe^{リフ}60日型の給付事例



●直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過してから疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、新たな入院とみなし、継続した1回の入院としてお取り扱いしません。



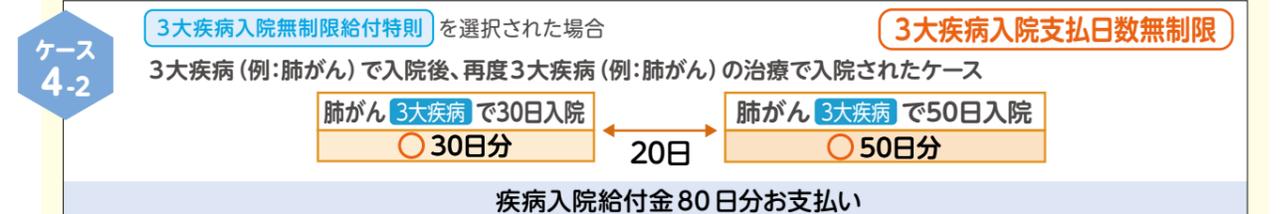
●直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、継続した1回の入院としてお取り扱いします。



●直前の疾病入院給付金が支払われる入院の後に災害入院給付金が支払われる入院を開始されたときは、疾病入院給付金および災害入院給付金それぞれで60日のお支払限度があるため、疾病入院給付金および災害入院給付金をお受け取りいただけます。



●病気の種類にかかわらず、直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、継続した1回の入院としてお取り扱いします。



●3大疾病による入院の場合、入院と入院の間の日数に関係なく、支払日数無制限で疾病入院給付金をお受け取りいただけます。

*上記の事例は入院状況などによってお取扱いが異なる場合があります。

商品概要
保障内容
保険料表
よくある質問
契約の諸基準
サービス
契約概要
注意喚起情報

保障内容などに関するよくある質問

Q4 手術給付金および放射線治療給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか？

A4 病院の領収証等でご確認できます。

<放射線治療給付金が支払われる場合>
「放射線治療」に金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われる場合>
・入院中の手術
「入院料等」と「手術」の両方に金額(点数)の記載がある場合
・外来での手術
「手術」のみに金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われない場合>
「処置」のみに金額(点数)の記載がある場合
(例) 持続的胸腔ドレナージ

患者番号	00000	氏名	〇〇 〇〇 様	請求期間	〇年〇月〇日～〇月〇日分
入・外	入院	発行日	●●年●月●日	保険者番号	XXXX
負担割合	X	本・家	本		
初・再診料	円 0	入院料等	円 1,410	医学管理等	円 6,800
注射	円 0	リハビリテーション	円 0	精神科専門療法	円 0
療養担当手当	円 0	病理診断	円 5,000	処置	円 0
				手術	円 137,640
				麻酔	円 0
				放射線治療	円 55,060
保険外負担					
合計	円 205,910			保険外負担	円 94
負担額	円 61,773			領収印	
前未収金	円 0	請求金額	円 61,679	今未収金	円 0
				領収金額	円 61,679

*上記の領収証はひとつの例であり、病院によって様式が異なる場合があります。

ポイント 1

公的医療保険制度対象の手術(約1,000種類)を保障(一部対象外となる手術があります。)

- メディフィットReでは扁桃腺手術・乳腺良性腫瘍手術・抜釘術等の公的医療保険制度対象手術は保障の対象になります。

手術給付金のお支払いの対象外となる手術

- 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
- 切開術(皮膚、鼓膜)
- 抜歯手術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 [例:脱臼を正常な状態に戻す手術]
- 異物除去(外耳、鼻腔内)
- 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) [例:アレルギー性鼻炎の治療のために行われる手術]
- 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

ポイント 2

<手術給付金> ●領収証の「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象になります。(一部対象外となる手術があります。)

<放射線治療給付金> ●領収証の「放射線治療」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象になります。

*一部の手術は「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されないことがありますので、領収証とともに発行される「診療明細書」をご参照いただくか、医療機関にご確認ください。
*記載の内容は2020年9月時点の制度によります。



ご契約の諸基準

主契約の取扱い

契約年齢範囲	20～85歳	入院給付日額の範囲	3,000円～10,000円 *1,000円単位	保険期間	終身(更新なし)
保険料払込期間			保険料払込回数		
終身、有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)			月払い、半年払い、年払い		
保険料払込経路					
第1回:振込み扱い、口座振替扱い*1、クレジットカード扱い(月払いのみ)*1 第2回以後:口座振替扱い*1、クレジットカード扱い(月払いのみ)*1					
選べる特約					
限定告知型先進医療特約、限定告知型入院一時給付特約、 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)*2、リビング・ニーズ特約*3					

特約の取扱い

限定告知型先進医療特約 【契約年齢範囲:20～85歳】	先進医療給付金(技術料相当額(自己負担額))+先進医療一時給付金5万円 *通算2,000万円限度
限定告知型入院一時給付特約 【契約年齢範囲:20～75歳】	給付金額1万円以上20万円以下
限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)*2 【契約年齢範囲:20～75歳】	主契約の入院給付日額×100倍
リビング・ニーズ特約*3 【契約年齢範囲:20～75歳】	余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

プランの場合

*各プランの保障内容等の詳細は、保険設計書(プラン専用)をご確認ください。

プラン名	Aプラン	Bプラン	Cプラン
契約年齢範囲	20～75歳	20～85歳	
入院給付日額の範囲	5,000円、10,000円		
保険期間	終身(更新なし)		
保険料払込期間	終身		
保険料払込回数	月払い		
保険料払込経路	第1回:振込み扱い、口座振替扱い*1、クレジットカード扱い(月払いのみ)*1 第2回以後:口座振替扱い*1、クレジットカード扱い(月払いのみ)*1		
特約	限定告知型入院一時給付特約、 限定告知型終身保険特約 (低解約返戻金型)	—	
選べる特約	限定告知型先進医療特約、リビング・ニーズ特約*3		

*給付金額等の取扱範囲内であってもメディケア生命の規定によりご加入いただけない場合がございます。
*1 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。
*2 主契約が「がん入院無制限給付不担保特約」適用の場合で、手術給付金の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。
*3 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合に付加できます。

郵送でもお申し込みいただけます。

郵送によるお申し込みの場合

郵送によるお申し込みの場合は、店頭でのお申し込みの場合とは異なり、上記Aプラン・Bプラン・Cプランのいずれかのお取扱いとなります。なお、第1回目以降の保険料払込経路は口座振替扱いまたはクレジットカード扱い(月払いのみ)のいずれかとなります。

ご不明な点は、三井住友銀行保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお問い合わせください。

*郵送によるお申し込みについては、ご契約者と被保険者が同一の場合のみ、お申し込みができます。

メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス



医師・保健師・看護師などの
経験豊かなスタッフによる

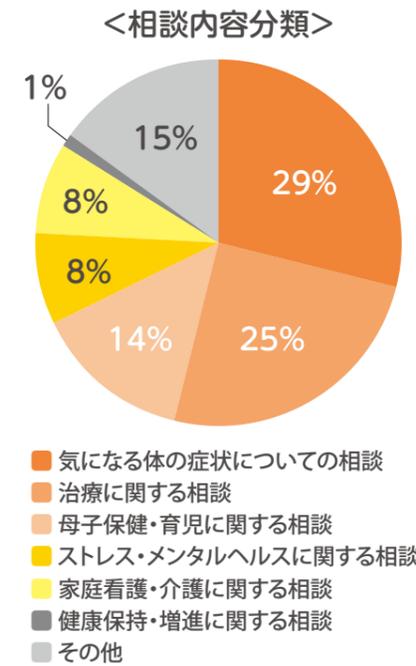
24時間365日年中無休の電話相談 サービス

ご利用
いただける方

この保険の契約者・被保険者と
その配偶者および同居のご家族

ご相談いただける内容

健康	食事や運動、 人間ドック・健診結果の見方 など
医療	気になる体の症状についての相談、 治療に関する相談 など
介護	運動指導、食事指導、 介護施設、介護保険 など
育児	不妊症および専門医、 産院情報・出産方法 など
メンタルヘルス	対人関係の悩み、子育てのストレス、 不登校・いじめ など



◎医療機関情報提供サービス (独自の医療機関情報のデータベース・Mefics) Mefics

医療機関情報

どんな医療機関を選べばいいのか、またそれはどこにあるのかを知りたいときにご利用ください。

「専門外来」「専門診療科目」など、270項目

<具体例>

内科	外科
● 苦しくない大腸内視鏡	● 痔を手術しないで治す病院
● アンチエイジング	● 乳がんの専門治療 (温存療法など)
● カプセル型内視鏡	

T-PEC医療機関検索

日本全国(約16万件)の「専門病院」、「大学病院」、「地域の病院」、「クリニック(開業医)」などを検索できます。

<イメージ>

各専門分野を代表する
名医による

セカンドオピニオンサービス

ご利用
いただける方

この保険の契約者・被保険者

総合相談医との面談や電話相談を通じ、より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法などについてセカンドオピニオン(もう1人の医師の意見)を聞くことができます。

必要に応じて面談によるセカンドオピニオンの結果、より高度な専門性が必要と判断された場合には、優秀専門臨床医(全国2,694人 2019年7月時点)の紹介をいたします。(無料で紹介状を作成いたします。)*電話でのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

ドクターズオブドクターズネットワーク

(2019年7月時点)

特別顧問	10名
評議員・総合相談医	467名
優秀専門臨床医	2,694名

セカンドオピニオンはこんなときに!

- 本当に手術しかないのだろうか?
- 他の治療法はないのだろうか?
- 手術を受ける前に他の専門家に相談したい

サービス利用条件/利用回数:同一の病名での利用は年1回/病名が判明していることなど

受診手配・紹介サービス

ご利用
いただける方

この保険の契約者・被保険者

対応できない治療法や手術方法が必要との主治医の判断があるなど、一定の条件が満たされる場合、
*治療に便宜や特別な枠を設けるものではありません。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

各専門分野の医師が在籍している医療機関での受診を手配・紹介いたします。

*上記サービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。 *このサービスは2020年9月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。 *このサービスは各サービスごとに諸条件がありますので、サービスご利用時にお問い合わせください。

告知事項
商品の概要
保障内容
保険料表
よくある質問
1日あたりの標準
サービス
契約概要
注意喚起情報

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ： [メディケア生命 検索 https://www.medicarelife.com/](https://www.medicarelife.com/)

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 所定の3つの告知項目に該当しなければお申し込みいただける、健康に不安のある方を対象とした医療保険です。
- 傷害や疾病による所定の入院・手術・放射線治療などを一生涯にわたり保障することができます。
- 3大疾病入院無制限給付特則が適用されている場合は、3大疾病による入院を支払日数無制限で保障します。
- 各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。

*被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

3 給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身・有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで) ^{*1}	月払い・半年払い ^{*2} ・年払い ^{*2}	第1回:振込み扱い ^{*3} ・口座振替扱い ^{*4} ・クレジットカード扱い(月払いのみ) ^{*4} 第2回以後:口座振替扱い ^{*4} ・クレジットカード扱い(月払いのみ) ^{*4}

*お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額・保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法による場合は、申込画面)・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

*電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。

*保険料払込回数が半年払い・年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

※1 有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)は、店頭でのお申込みの場合のみお選びいただけます。

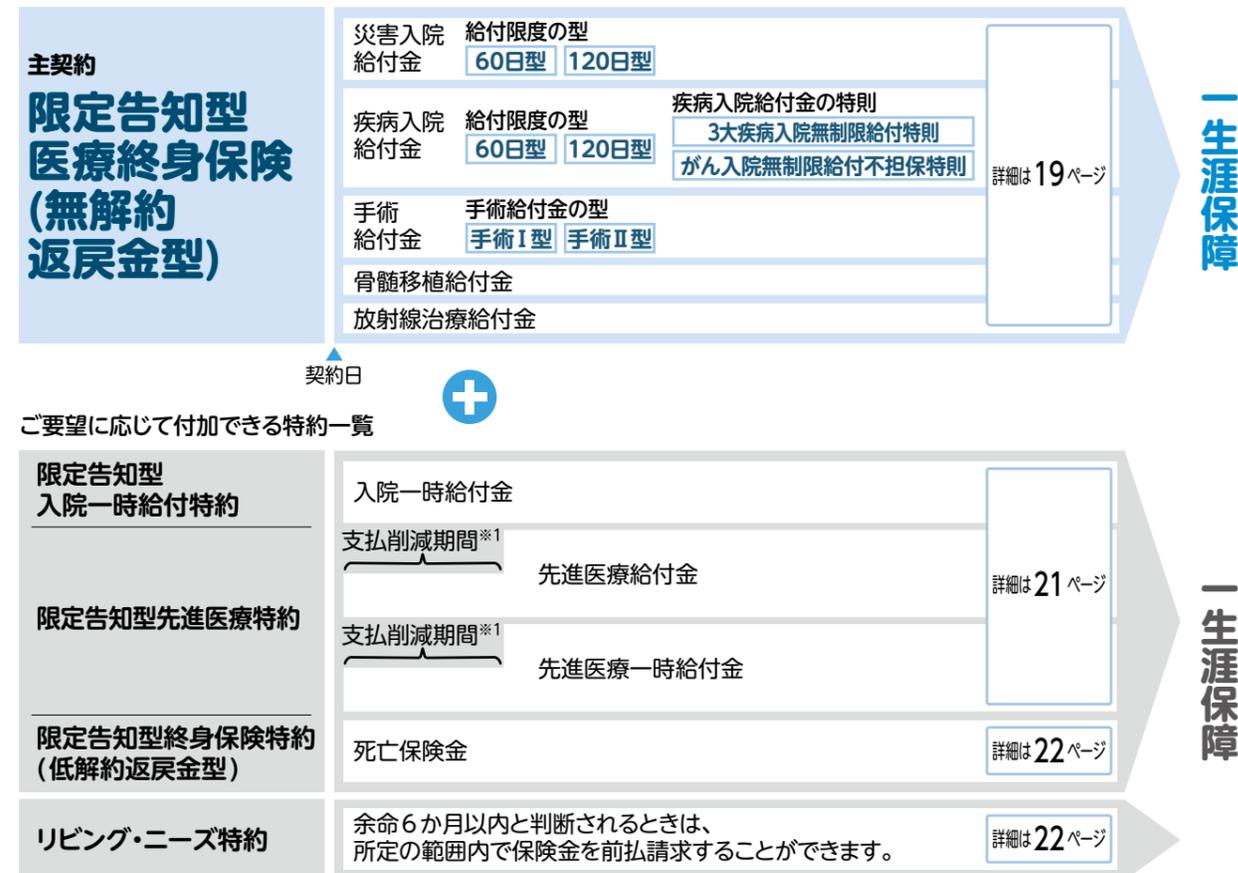
※2 半年払い・年払いは、店頭でのお申込みの場合のみお選びいただけます。

※3 振込み扱いは、店頭でのお申込みの場合のみお選びいただけます。

※4 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

●契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年契約当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約当日の前日までとなります。

4 仕組みについて



*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{*2}または告知が行われた時^{*3}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

必ずご確認ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをしていただくことにより、保険料の割増しがないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件がつく場合があります。)
- 責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときはお支払いの対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときはお支払いの対象となりません。
- 限定告知型先進医療特約について、支払削減期間^{*1}中に給付金のお支払理由が発生したときは、お支払金額は半額となります。

※1 支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約当日の前日)までとなります。

※2 電磁的方法による場合は、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※3 電磁的方法による場合は、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型) (主契約)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	【3大疾病入院無制限給付特則】 継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。ただし、7大生活習慣病により入院された場合は、1回の入院のお支払限度を60日延長します。また、3大疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。 【がん入院無制限給付不担保特則】 継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	【入院中の手術】 <手術Ⅰ型> 基本給付金額×10倍 <手術Ⅱ型> 基本給付金額×10・20・40倍 【外来の手術】 <手術Ⅰ型・手術Ⅱ型> 基本給付金額×5倍	通算限度なし
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし (60日に1回)

*基本給付金額とは、手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。基本給付金額が0円のときは、これらの給付金の保障はありません。

- 3大疾病、7大生活習慣病は以下のとおりです。
3大疾病:がん・急性心筋梗塞・脳卒中
7大生活習慣病:がん・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患
- がんには上皮内がんを含みます。
- がん入院無制限給付不担保特則が適用されている場合、かつ基本給付金額が0円の場合で、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からご契約は消滅します。

災害入院給付金および疾病入院給付金について

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

手術給付金について

- 手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金の型に応じて下表のとおりです。

【手術Ⅰ型】

入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍

【手術Ⅱ型】

	開頭術・開胸術・開腹術	左記以外
3大疾病の治療を目的とする入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 40倍	基本給付金額 × 20倍
上記以外の入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 20倍	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍	

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間(同一手術期間)については、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。



ご注意

<各給付金共通>

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金または放射線治療給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

<手術給付金について>

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
・傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術
・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手な整復術、整復固定術および授動術
・異物除去(外耳、鼻腔内) ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

<骨髄移植給付金について>

- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。

<放射線治療給付金について>

- お支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)

6 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

限定告知型入院一時給付特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	継続した1回の入院につき、入院一時給付金額

- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。
- 主契約にがん入院無制限給付不担保特約が適用されている場合、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。**

限定告知型先進医療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

*支払削減期間中に給付金のお支払理由が発生したときは、お支払金額は半額となります。支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。

- 先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額

リビング・ニーズ特約

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額*から、対応する6か月分の利息および特約の保険料相当額を差し引いた金額

*特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、次のいずれか小さい金額を限度として、ご請求の際に被保険者に指定していただきます。

- ・請求日における限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金額
- ・3,000万円(被保険者おひとりにつき3,000万円を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。)
- この特約を付加する場合には、同一のご契約に限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)が付加されていることを要します。主契約に付加された限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)が消滅した場合、この特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度としています。**リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。**
- リビング・ニーズ保険金のお支払金額、ご請求、お支払い後のお取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり」の【特約について】をご確認ください。



ご注意

- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、死亡保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする際には、特約基準保険金額から所定の金額を控除します。万一、請求日から早期に亡くなられた場合には、請求されなかった場合と比べてお支払金額が少なくなります。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。
- 同一の被保険者において、メディケア生命のリビング・ニーズ特約を重複して付加することはできません。

7 不慮の事故による保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 不慮の事故による傷害により所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

8 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 主契約については、保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合は、解約返戻金や死亡保険金はありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金または死亡返戻金があります。
- 主契約に付加された特約(限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)を除く)は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。
- 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。ご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

10 法令などの改正に伴うお支払理由の変更については以下のとおりです。

- メディケア生命は、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金または先進医療一時給付金のお支払理由を変更することがあります。

11 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

特にご注意
いただきたい事項

注意喚起 情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

1 この保険は限定告知型の医療保険です。

必ずご確認ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをしていただくことにより、保険料の割増しが少ないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件がつく場合があります。)
- 責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときはお支払いの対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときはお支払いの対象なりません。
- 限定告知型先進医療特約について、支払削減期間*中に給付金のお支払理由が発生したときは、お支払金額は半額となります。

●被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

※支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。

2 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

3 ご契約の保障が開始される時期について

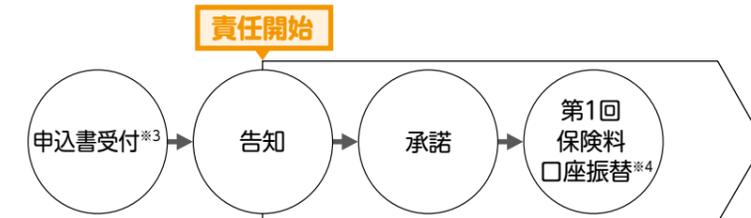
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時*1または告知が行われた時*2のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。

※1 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※3 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※4 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の[責任開始期について]をご参照ください。

生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の[生命保険募集人について]をご参照ください。

告知について
商品の概要
保障内容
保険料表
よくある質問
ご契約の標準
サービス
契約概要
注意喚起情報

4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。 (クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

お申込みの撤回等ができる期間



※1 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

撤回方法について

●申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日^{※2}または注意喚起情報の交付日^{※3}のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)を行うことができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。

この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名(カナ氏名もご記入ください)
- ②被保険者の氏名(カナ氏名もご記入ください)
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名
(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

*証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

※3 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

●ご契約の内容変更の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

<記入例> *書式は自由です。

メディケア生命保険株式会社 御中
証券番号 12345678901
申込者 自出 太郎
被保険者 自出 太郎
生年月日 ●年●月●日
住所 〒135-0033
東京都江東区深川〇-〇-〇
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保険商品名 メディフィットRe
募集代理店名 〇〇代理店
■クーリング・オフの理由
私は上記の申込みを撤回します。
〇年〇月〇日
目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。

- (例)・商品内容を再検討したため。
・家族からの反対があったため。
・他社の保険に加入するため。
・資金が必要となったため。

ご連絡先	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約管理部 お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。 メディケア生命コールセンター 0120-315056 受付時間 月～金: 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始を除く) 土・日: 午前9時～午後5時
------	--

5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

給付金などをお支払いできない場合の例

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

ただし、責任開始期前に発病した疾病(既往症)により入院され、または手術などを受けられた場合でも、所定の条件(責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことなど)を満たせば給付金をお支払いします。(責任開始期前に医師からその入院・手術などを勧められていた場合はお支払いしません。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により取消しとなった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

●保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)

●給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

●第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。

●このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。

詳しくは「ご契約のしおり」の【保険料について】をご参照ください。

失効について

- 保険料払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなります(失効)。失効後にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。
- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

8 解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合、解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金があります。
- 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合^{*}の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料払込期間が満了しても、保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
*保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはありません。
- 上記以外の特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

9 死亡保険金について

- 主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の死亡返還金があります。
- 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)以外の特約は、保険期間を通じて死亡保険金がありません。
- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人などに、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の【生命保険契約者保護機構について】をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/
---------------------	---

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の【健康状態・職業などの告知について】【その他の諸手続きについて】をご参照ください。

不利益となる点について

- <現在ご加入の保険契約について不利益となる点>
- 新たにお申込みの保険契約のお取扱いに関わらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
 - 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
 - 現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができる場合があります。
- <新しい保険契約について不利益となる点>
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**
 - 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります。**
 - 現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。
 - 新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
 - 新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
 - 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
*予定利率については、「ご契約のしおり」の【主な保険用語のご説明】をご参照ください。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、給付金などをもらえなく ご請求いただくために、複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「給付金などのご請求手続きについて」[給付金などをもらえなくご請求いただくための確認について]をご参照ください。

ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、 被保険者に代わって、指定代理請求人が、 給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「代理請求制度について」をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたって ご確認ください事項について

ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
- ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
*電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

特約の中途付加について

- リビング・ニーズ特約を除き、特約の中途付加のお取扱いはありません。

16 お申込内容などの確認に お伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

受付時間 月～金：午前9時～午後7時
土・日：午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

18 この商品は預金ではありません。

この商品について

- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象ではありません。)

19 税務のお取り扱いについて

生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
- お払い込みになる保険料は、主契約と特約のそれぞれについて、次のとおり控除の種類が異なります。

対象となる保険料	控除の種類
限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)	一般生命保険料控除
主契約、上記以外の特約	介護医療保険料控除

給付金などの税法上のお取り扱いについて

死亡返還金・死亡保険金のお取り扱い

- ご契約者(保険料負担者)・被保険者と受取人の関係によって、次のとおり死亡返還金・死亡保険金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			税法上のお取り扱い
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)・住民税
ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

- 受取人は、被保険者が死亡された後は変更できません。
- 一般的に、贈与税は、相続税に比べ税率が高くなります。

非課税扱いの特典について

- 被保険者が受け取られる次の給付金などは、全額非課税となります。

・災害入院給付金	・骨髄移植給付金	・先進医療給付金
・疾病入院給付金	・放射線治療給付金	・先進医療一時給付金
・手術給付金	・入院一時給付金	・リビング・ニーズ保険金

*税務のお扱いは、2020年9月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。